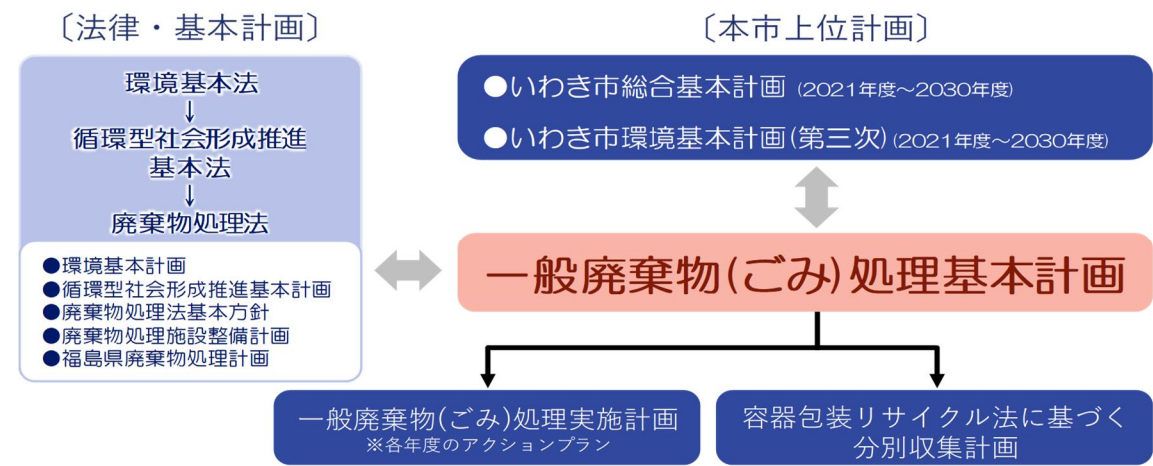


【概要版】市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画一部改定版（素案）

1 計画の位置付けと改定（P2， 3）

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物（ごみ）の減量化、資源化と適正な処理を推進するための基本的な方針を示すものです。

本市は令和 3 年度を初年度、令和12年度を最終年度とした10年間の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しました。この計画に基づいてごみの減量・資源化を推進してきましたが、中間年度の本年、令和 6 年度における目標の達成状況や施策の実施状況を確認・検証し、後半の計画について必要な見直しを行うものです。



2 現状計画の目標及び施策体制について（P23）

本計画では、これまで、将来世代に美しい環境を残すため、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を目指すべき将来の姿として掲げています。この将来像の実現に向け、次の取組みを 3 本の柱とし、各種施策を進めます。

- 取組の柱 1 ごみ減量の更なる推進（P24）  
施策：家庭系ごみ減量の推進、事業系ごみ減量の推進、食品ロス削減の推進  
主な取組：フードドライブの周知・啓発、宴会等における3010運動の推進など
- 取組の柱 2 ごみの適正処理による資源循環型社会の推進（P28）  
施策：リサイクルの推進、分別の徹底  
主な取組：焼却灰の全量リサイクルの実施、ごみの組成調査の実施など
- 取組の柱 3 安定的・効率的なごみ処理体制の構築（P30）  
施策：安定的なごみ処理体制の整備、効率的なごみ処理の推進、災害廃棄物の処理体制の整備  
主な取組：処理困難物の適正処理の調査・検討、災害廃棄物の円滑な処理体制の整備など

3 主な改定の内容

- (1) 分別区分及び収集・運搬方法（P5）  
家庭系のごみの分別区分（10分別14品目）のうち、乾電池の項目を見直します。
  - ・収集対象：乾電池 → リチウムイオン電池を含めた全ての電池類
  - ・収集回数：年 2 回 → 年 4 回

- (2) 数値目標（P18）  
毎年度取りまとめた指標の実績を踏まえ、計画の数値目標の見直しを行ないます。
  - ① 1 人 1 日あたりごみ排出量（P18）  
現行計画の目標値を据え置き、継続的にごみ排出量の低減に努めます。
  - ② 焼却ごみ量（P20）  
最終目標値を85,000t/年と低く設定することで、現行計画よりも更なる低減を目指し、引き続き焼却ごみ量の低減に努めていきます。
  - ③ 埋立処分量（P21）  
埋立処分量の現状値（1,725t/年）が現行計画の目標値（2,000t/年）を既に達成しています。そのため、最終目標値を1,600t/年とし、引き続き埋立処分量の低減に努めていきます。
  - ④ リサイクル率（P22）  
近年のペーパーレス化の影響等により、リサイクル率は減少していくものと予測されますが、現行計画の目標値は据え置くことで、継続的にリサイクル率の向上に努めていきます。

| 指標                  | 目標値<br>(現計画) | 現状値<br>(令和 6 年度実績) | 予測値<br>(令和12年度予測) | 新たな目標値<br>(再設定値) |
|---------------------|--------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 1 人 1 日あたり<br>ごみ排出量 | 900 g/人・日    | 927 g/人・日          | 926 g/人・日         | 900 g/人・日        |
| 焼却ごみ量               | 85,600 t/年   | 92,521 t/年         | 85,654 t/年        | 85,000 t/年       |
| 埋立処分量               | 2,000 t/年    | 1,725 t/年          | 1,627 t/年         | 1,600 t/年        |
| リサイクル率              | 22.0 %       | 21.7 %             | 21.0 %            | 22.0 %           |

- (3) 新たな施策  
本計画策定時点（R3.3）から新たに取り組んだ施策を追加します。
  - ・大型ごみの減量に向けたメルカリとの連携（P24）
  - ・てまえどりの推進（P27）
  - ・フードシェアリングサービス「いわきタベスケ」の実施（P27）
- (4) 安定的なごみ処理体制の整備（P30）
  - ① 焼却施設について  
今後のごみ発生量の推移を踏まえ、2 場体制である現行の焼却施設について、将来的な 1 場化及び新たな焼却施設整備の調査・検討等を位置付けます。
  - ② 最終処分場について  
現在 2 施設ある最終処分場のうち、「クリンピーの丘」は残容量が少なくなっており、近い将来、埋立てが終了します。このため、新たな最終処分場の整備について方針を位置付けます。
- (5) 災害廃棄物の処理体制の整備（P33）  
災害時、地域住民が主体となり開設する地域臨時集積所の制度を創設・推進します。